

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会公印規程

平成19年3月29日
議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、書体、寸法、ひな形、使用区分、保管者及び個数は、別表のとおりとする。

(準用)

第3条 公印の保管、使用等の取扱いに関しては、鳥取県後期高齢者医療広域連合公印規程（平成19年鳥取県後期高齢者医療広域連合訓令第4号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、平成19年3月29日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の名称	書体	寸法 (ミメートル)	ひな形	使用区分	保管者	個数
鳥取県後期高齢者 医療広域連合議会 之印	古印体	方 21	鳥取県後期 高齢者医療 広域連合議 会 之 印	広域連合議会名 をもってする とき。	書記長	1
鳥取県後期高齢者 医療広域連合議 会 議長之印	古印体	方 21	鳥取県後期 高齢者医療 広域連合議 会 議長之印	広域連合議 会 議長名を をもってする とき。	書記長	1
鳥取県後期高齢者 医療広域連合議 会 副議長之印	古印体	方 21	鳥取県後期 高齢者医療 広域連合議 会 副議長 之 印	広域連合議 会 副議長 名をもって するとき。	書記長	1
鳥取県後期高齢者 医療広域連合議 会 運営委員 長之印	古印体	方 21	鳥取県後期 高齢者医療 広域連合議 会 運営委 員長之印	広域連合議 会 運営委 員長名を をもってする とき。	書記長	1